

「建設リサイクル推進計画2008」に係る施策の実施状況

1. 課題区分	2. 「建設リサイクル推進に係る方策」における記述	3. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策	4. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策の実施状況	5. 施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策
1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み				
1-(1)情報管理と物流管理				
1	国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡・管理方策(サプライチェーン・マネジメント)について検討すべき。	電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の検討	電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の検討を実施した。しかし、電子マニフェストで確認出来る情報だけでは、建設副産物の詳細な品目までは含まれていない等、得られる情報が限られていることから、他システムも併せて建設副産物物流の確認が必要であるとの結論に至った。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
2	国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべき。	住宅履歴情報の整備	仕組みの整備の一環として、住宅履歴情報整備検討委員会において「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針」を定め、公表した。また、住宅履歴情報活用についてのパンフレットを作成し、関係団体への配布による周知をはかるとともに、シンポジウムを開催し普及活動を行った。 詳細:「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針」平成21年度 国交省住宅局 掲載URL: http://www.jutaku-rirekij.jp/jigyoushya/data.html	①: 計画通り実施された施策
1-(2)関係者の連携強化				
3	国は関係者とともに、設計段階で、ライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき。	長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための基準類等の策定及び直轄事業への適用	長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用について、H22年度改定の建築設計基準案に盛り込んだ。	①: 計画通り実施された施策
4	国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき。 国は、資材製造者に対して、広域認定制度等の活用により拡大生産者責任の概念を踏まえ、より一層の建設副産物の再生利用促進を要請すべき。	資材製造者を交えた意見交換会の実施	建設混合廃棄物の発生抑制に向け、複合材メーカーの団体(全国木質セメント板工業会、硝子繊維協会、ウレタンフォーム工業会など)と意見交換を実施した。ただし、新たな関係者との意見交換を行う余地あり。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
5	関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき。	建設副産物リサイクル広報推進会議の開催	建設副産物リサイクル広報推進会議において、リサイクルに関する広報活動や各種マニュアル等の普及活動を実施(関係会議を年8回実施)。	①: 計画通り実施された施策
6		各地方建設副産物対策連絡協議会の開催	地方ブロック毎に、各々建設副産物対策連絡協議会を開催し、発注者、建設業者等との連携強化を図るとともに、建設リサイクルの更なる推進に向けた意見交換を密に実施した。ただし、地域の課題等を踏まえた更なる連携強化を行う余地あり。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
7		建設リサイクル各種施策における関係者との連携の推進	建設リサイクル各種施策における関係者と、建設リサイクル推進計画連絡部会や全国建設リサイクル法担当者会議を年1回実施し、地方整備局や各都道府県との連携強化に努めた。ただし、地域の課題等を踏まえた更なる連携強化を行う余地あり。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
8	※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	建設発生土情報交換システム・建設副産物情報交換システムの積極的な導入・活用	両システムの全国的な活用を着実に推進するとともに、各地方整備局との担当者会議等において、システムの積極的な活用に関する課題等について意見交換を行った。ただし、更なる導入促進のための周知を行う必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
9		公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底	引き続き、国土交通省直轄工事においては、リサイクル原則化ルールの徹底を推進するとともに、地方公共団体についても同ルールの活用を要請した。	①: 計画通り実施された施策
1-(3)理解と参画の推進				
10	国は、関係者の協力を得ながら、適宜、建設副産物実態調査を実施し、リサイクル率等建設リサイクルへの取組状況の成果を公表すべき。	建設副産物実態調査の実施による実態の把握	平成24年度建設副産物実態調査を関係機関に事前の周知の上で実施し、調査結果の集計・分析を行い公表した。ただし、3～5年の実態調査だけでなく、より定期的な新たなモニタリングを行う必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
11	関係者は、再生資材利用箇所等への標識設置等により、建設リサイクルへの取組状況について広くPRを実施すべき。	標識設置等による建設リサイクルへの取組状況のPR	建設副産物リサイクル広報推進会議の活動において優れた建設リサイクル(3R)現場活動に関する現場見学会などを実施し、建設リサイクルへの取り組み状況のPRを広く実施した。 建設リサイクル広報推進会議HP リサイクル(3R)現場の一般公開 掲載URL: http://www.suishinkaigi.jp/activity/public/model/index.html	①: 計画通り実施された施策
12	行政は、優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者に対する表彰制度を充実すべき。	3R推進功労者等表彰、3Rモデル工事等の充実	優れた3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを実施した工事に対する「3R推進功労者表彰」の、募集周知や候補者推薦、審査協力等を行うなど、建設リサイクルに関する取り組みのPRを促進。 (3R功労者表彰: H24: 国土交通大臣賞5件、H20～H24: 内閣総理大臣賞: 1件、国土交通大臣賞35件)	①: 計画通り実施された施策
13	関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべき。	建設リサイクルに関する広報活動の継続的実施	建設副産物リサイクル広報推進会議において、建設副産物リサイクル広報推進会議会報誌の発行、ポスターの頒布、技術発表会・展示会等を実施等、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施した。	①: 計画通り実施された施策
14	関係者は、分別解体、再資源化及び適正処理に必要な費用を適正に確保するため、建設工事の契約時に分別解体、再資源化及び適正処理等の内容及び費用の内訳を明示する等の措置を講ずべき。	契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明確化	各建設業者団体へ、分別解体等の方法や解体工事に要する費用等について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意するよう周知し、適正な費用負担に関する情報提供、啓発を行った。また、建設副産物リサイクル広報推進会議を通じて建設リサイクル法に関するパンフレットを発行し、工事契約時の分別解体、再資源化、適正処理等の費用の明確化の必要性を周知した。	①: 計画通り実施された施策
15	行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を行うべき。	適正な費用負担に関する情報提供、啓発	一般的な工事費の構成とその細項目を整理し周知を図ることで、適正な費用負担に関する啓発を行った。	①: 計画通り実施された施策
16	関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべき。	建設リサイクルに関する講習会や研修の実施	建設関係各団体主催の研修、建設副産物リサイクル広報推進会議等において、全国で実務者向けの講習会を実施した。 詳細: 建設リサイクル広報推進会議HP 講習会 掲載URL: http://www.suishinkaigi.jp/activity/public/training/index.html	①: 計画通り実施された施策
1-(4)建設リサイクル市場の育成				

1. 課題区分	2. 「建設リサイクル推進に係る方策」における記述	3. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策	4. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策の実施状況	5. 施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策
	17 国は、エコアクション21等既存の制度を活用し、中小建設業のコンプライアンス体制の確立を促すべき。	エコアクション21の活用等による、コンプライアンス体制の確立の検討	中小建設業のコンプライアンス体制の確立のため、エコアクション21建設業向けガイドラインの周知等に努めた。 詳細: 環境省「エコアクション21 建設業向けガイドライン」平成21年度掲載URL: http://www.ea21.jp/starter/guidelines.html	①: 計画通り実施された施策
	18 国は、質の高い建設リサイクルを推進している企業(発注者、施工者、処理業者)について、情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観的に評価され、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべき。	質の高い建設リサイクルを推進している企業の情報収集、評価、情報発信の仕組みの検討	NETISや3R功労者表彰等を通じた、質の高いリサイクルの情報収集、情報発信を行った。	①: 計画通り実施された施策
	19 公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべき。	総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用	国土交通省直轄工事の発注において、原則として総合評価方式を活用するとともに、設計施工一括発注方式についても実施し、設計の合理化や工法の改善の促進を図った。	①: 計画通り実施された施策
	20 国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべき。	地域内循環の基本として、地域での需給バランス均衡に資する情報収集・情報発信のあり方の検討	地域における再生砕石、再生合材等の循環圏域および需給動向の把握を行い、需給バランスの均衡に資する情報収集・発信のあり方を検討した。しかし、その確立には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	21 ※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制優遇措置の継続	建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制優遇措置制度は、新たな募集が無かった事等を踏まえ、H21年度に終了した。なお、新たな税制優遇措置要望等について、引き続き関係者のニーズ把握等に努めている。	①: 計画通り実施された施策
1-(5)技術開発等の推進				
	22 国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべき。	建設リサイクルの取り組みによるCO2排出量の増減把握、環境負荷低減効果の算定手法の検討	建設リサイクルの取り組みによる、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について検討し、その定量的算定手法を確立した。 詳細: 「社会資本のライフサイクルをとらえた環境評価技術の開発」(平成20~22年度)国総研 掲載URL: http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoku/kpr/prn0036.htm	①: 計画通り実施された施策
	23 国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用(資源をその質のレベルに応じて多段的に利用し、最大限の利用を図ること)について検討すべき。	アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材に関する再資源化のあり方に関する検討	改質アスファルトを用いた混合物のリサイクルならびに、混合物のリサイクル時の配合設計手法の簡素化を図った。 詳細: 「劣化アスファルト舗装の再生利用に関する研究(2)」平成18~21年度 土研 掲載URL: http://www.pwri.go.jp/jpn/seika/pdf/report-seika/2009-10.pdf 再生骨材および再生骨材コンクリートの環境負荷評価のための評価シートの提案とこれに用いるインベントリデータの整理を行うとともに、再生材料のマテリアルフォローを考慮したいくつかの評価シナリオを作成し、環境負荷の算出例を提示した。また、木質再生材料の利用促進による炭素固定効果について、木質再生材料を利用した場合の炭素固定試算、再資源化による炭素固定持続効果に対する評価方法を提案した。	①: 計画通り実施された施策
	24 再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべき。	建設副産物の建設産業以外への用途拡大、意見交換	建設産業以外での活用推進の検討を行った。建設発生木材に関しては、バイオマス発電所の普及によりサーマルリサイクル需要が拡大した。	①: 計画通り実施された施策
	25 国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべき。	NETISの活用による民間企業の技術開発の促進と開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討	NETISを活用した情報発信により、新技術の活用や、民間企業の技術開発の更なる促進を促した。	①: 計画通り実施された施策
	26 ※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	試験研究に対する税制優遇措置の継続	建設副産物に関する試験研究に対する税制優遇措置を継続した。	①: 計画通り実施された施策
2. 建設リサイクル推進に当たっての個別課題に対する取り組み				
2-(1)発生抑制について				
	27 国は、予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理手法を確立すべき。	予防保全の実施等による構造物の延命化等、戦略的維持管理の実施	社会資本の戦略的な維持管理・更新を図るため、「社会資本メンテナンス戦略小委員会」を立上げ、戦略的維持管理・更新に関する基本的な考え方および国土交通省や地方公共団体等が今後取り組むべき施策について「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(答申)」としてとりまとめた。	①: 計画通り実施された施策
	28 国は、住宅の長寿命化(200年住宅)を推進するため、総合的な施策を講じ、超長期住宅の普及を図るべき。	住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取り組みの推進	長期優良住宅(200年住宅)に関する税制措置や各種事業を継続して実施し、長期優良住宅の普及を図った。	①: 計画通り実施された施策
	29 国は、官庁施設について、既存建築物の物理的劣化の回復のみならず社会的な機能劣化にも対処し、民間に率先して既存ストックの有効活用を図るべき。	官庁施設について、適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を実施	既存建築物の構造躯体などを再利用することで廃棄物の発生抑制等を促進する事業を実施した。	①: 計画通り実施された施策
	30 国は、廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むため、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標について検討すべき。	設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標の検討	工事種類、工事規模ごとの建設副産物発生量の整理を行い、設計段階で評価可能な発生抑制の評価指標の検討を行った。しかし、実用性のある指標の構築には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	31 行政は、建築物や構造物の安易なスクラップ&ビルドを抑制するため、既存ストックを有効活用したまちづくりや、社会環境の変化を見越したまちづくりについて啓発すべき。	既存ストックを有効活用したまちづくり、社会環境変化を見越したまちづくりについての啓発	環境負荷の小さな都市の構築に係る都市計画制度の運用指針の中で、廃棄物の発生抑制に配慮した都市施設の整備について記載し、啓発に努めている。	①: 計画通り実施された施策
2-(2)現場分別について				
	32 国は、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を促進するための方策について検討すべき。	解体工事現場での作業内容の透明性の確保、施工の適正化を促進するための方策の検討	解体工事の適正な施工を図るため、解体工事業者の評価の仕組みや対象規模基準について調査検討を行った。	①: 計画通り実施された施策
	33 国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべき。	現場分別マニュアルの策定、現場作業員の教育の強化	国土交通省直轄工事において、現場分別の試行を行った上で、適用可能な地域においては、現場分別の意義、具体的な現場分別の実施方法、留意事項をまとめた「現場分別マニュアル(案)」の運用を開始した。今後はマニュアルの普及・活用を促進していく必要がある。	①: 計画通り実施された施策

1. 課題区分	2. 「建設リサイクル推進に係る方策」における記述	3. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策	4. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策の実施状況	5. 施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策
	34 国は関係者とともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべき。	小口巡回共同回収システムの検討	「首都圏建設副産物小口共同回収システム構築協議会」で検討を実施し、国土交通省直轄工事において、小口巡回システムの試行を行うとともに、複数事業者で巡回回収(共同化)を行う場合の課題等の整理を行った。しかし、現場毎の廃棄物の発生量の変動が大きいことや、指定された回収時間通りの排出が難しいこと等の課題により、本格的な実施には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	35 国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべき。	現場条件に応じた現場分別基準の策定	国土交通省直轄工事において、現場分別基準の試行運用を行った上で、適用可能な地域においては「現場分別マニュアル(案)」に合わせて、各工事区分で発生しうる廃棄物の分別基準を策定、運用を行った。	①: 計画通り実施された施策
	36 ※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進	廃石膏ボードの再資源化促進のため、建築物の解体・改修工事における、事前調査、工事計画・施工・解体後の管理の各段階における、廃石膏ボードの分別解体時の標準的な手順、留意事項をまとめた、「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」を策定した。 詳細:「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」(平成24年3月)国土交通省掲載URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm	①: 計画通り実施された施策
	37	適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実	関係省庁と連携した合同パトロールを実施し、各行政部局が連携した建設廃棄物の適正処理に関する指導・監督体制を強化した。	①: 計画通り実施された施策
2-(3)再資源化・縮減について				
	38 国は関係者とともに、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けて、品質管理等の課題について検討すべき。	再生骨材を用いたコンクリートの品質管理等の課題の検討	再生骨材および再生骨材コンクリートの耐久性に関する検討を行い、再生骨材および再生骨材コンクリートのアルカリシリカ反応抑制対策、再生骨材を使用したコンクリートの乾燥収縮特性、再生骨材コンクリートの不純物による影響について検討を行った。これらの研究成果をもとに、再生骨材の用途別品質ガイドライン(案)および再生骨材コンクリートの用途区分(案)を作成した。	①: 計画通り実施された施策
	39 国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用について、公共工事での活用における課題について検討すべき。	再生骨材を用いたコンクリートの使用の課題の検討	再生骨材および再生骨材コンクリートの耐久性に関する検討を行い、再生骨材および再生骨材コンクリートのアルカリシリカ反応抑制対策、再生骨材を使用したコンクリートの乾燥収縮特性、再生骨材コンクリートの不純物による影響、について検討を行った。これらの研究成果をもとに、再生骨材コンクリートの調査設計施工ガイドライン(案)を作成した。	①: 計画通り実施された施策
	40 国は、排水性舗装の再生利用や、繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用に関する研究を行うべき。	排水性舗装の再生利用、劣化アスファルトの再生利用に関する研究	劣化アスファルト舗装の再生利用に関する研究において、国道における試験舗装の追跡調査等を実施し、繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用の可能性等を検証した。研究成果は土木研究所資料としてH22年度に公表した。 詳細:土木研究所資料「劣化アスファルト舗装の再生利用に関する研究(2)」平成18~21年度 掲載URL: http://www.pwri.go.jp/jpn/seika/pdf/report-seika/2009-10.pdf	①: 計画通り実施された施策
	41 国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を策定すべき。	木材チップの品質基準、建設発生木材の分別基準の検討	木材チップ業界団体による木材チップの品質に関する自主基準の策定に際して協力・助言を行った。また、木材チップの元となる建設発生木材の分別の状況を把握するため、アンケートによる実態調査を行った。	①: 計画通り実施された施策
	42 国は、マテリアルリサイクル可能な木材チップについては、なるべくマテリアルリサイクルされるよう、関係者に対して啓発すべき。	木材チップについてマテリアルリサイクルが優先されるよう啓発	建設リサイクルに関する講習会等において、各建設事業者に対し、木材のカスケード利用(マテリアル利用を複数回行ったのち、最終的にサーマル利用を図る)の重要性について啓発を行った。	①: 計画通り実施された施策
	43 国は関係者とともに、CCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材のサーマルリサイクルについて検討すべき。	建設発生木材のサーマルリサイクルにおけるCCA処理木材の取扱いの検討	木造住宅におけるCCA処理木材の使用状況について調査し、その結果を基に建設発生木材のサーマルリサイクルにおけるCCA処理木材の取扱いについて検討した。しかし、CCA処理木材の経済的かつ環境安全性が確保された判別・分離・処理技術が確立されていないことから、その取扱いを定めるには至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	44 国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき。	建設汚泥再生品の品質基準の検討	建設汚泥の再資源化率向上のため、再生利用や品質基準について検討し、建設汚泥の再生利用時の判断基準、再生製品利用の品質基準、新しいリサイクル技術、豊富なリサイクル事例など、現場での多数の問題に対応できる「建設汚泥再生利用マニュアル」を建設汚泥リサイクルの解説本として出版された。	①: 計画通り実施された施策
	45 国は、民間工事由来の建設汚泥処理土の活用にあたって課題を整理し、工事間利用に関するルールについて検討すべき。	民間工事由来の建設汚泥処理土の活用にあたっての課題整理、工事間利用に関するルールの検討	民間工事由来の建設汚泥処理土の公共工事での活用にあたっての課題を整理及び検討を実施した。しかし、公共工事間でも建設汚泥処理土の活用が十分進んでいない状況であり、運用までには至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	46 行政は、建設汚泥処理土の有効利用方策の検討・推進にあたっては、利用用途が競合関係にある建設発生土の有効利用方策の検討・推進と総合的に取り組むべき。	建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用	地方ブロック毎の建設副産物対策連絡協議会における、公共工事土量調査において、建設発生土と建設汚泥の搬出・搬入土量の調査および調査結果に基づく搬出・搬入時期等の調整を実施し、建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用を図った。また、直轄工事現場において、建設汚泥処理土の利用状況を把握するためアンケート調査を実施し、建設汚泥処理土の技術的課題を整理した。	①: 計画通り実施された施策
	47 ※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進	国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホームページにて公表を行う等、公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づき、建設汚泥を再生した処理土の調達を推進した。	①: 計画通り実施された施策
	48	建設汚泥の再生利用認定制度等の活用	国土交通省直轄工事等において、再生利用認定制度を活用した建設汚泥の有効活用を実施(H23・24年度の2か年で54件以上)。ただし、その優良事例の周知ツールが未整備。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	49 国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための仕組みについて検討すべき。	廃石膏ボードのリサイクルの推進	廃石膏ボードの再資源化促進のため、建築物の解体・改修工事における、事前調査、工事計画・施工・解体後の管理の各段階における、廃石膏ボードの分別解体時の標準的な手順、留意事項をまとめた、「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」を策定した。 詳細:「廃石膏ボードの現場分別解体マニュアル」(平成24年3月)国土交通省掲載URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm	①: 計画通り実施された施策
	50 国は、中間処理業者へ搬出された建設混合廃棄物の最終的な分別・再資源化状況や最終処分状況について実態を統計的に整理し、分析すべき。	建設混合廃棄物の分別・再資源化状況、最終処分の状況の実態の把握	建設副産物実態調査データに基づき、建設混合廃棄物の再資源化および最終処分状況について整理した。その結果、解体工事からの排出原単位は低減している一方、新築・増改築工事からの、排出原単位はむしろ増加していることが確認された。今後は排出原単位の増加要因調査の結果を踏まえ更なる現場分別の徹底について指導を行う必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
	51 ※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	建設混合廃棄物選別装置への税制優遇措置の継続	建設廃棄物再生処理用設備設置に関する税制優遇措置制度は、新たな募集が無かった等を踏まえ、H21年度に終了した。なお、新たな税制優遇措置の必要性については、引き続き関係者のニーズ把握等に努めている。	①: 計画通り実施された施策

1. 課題区分	2. 「建設リサイクル推進に係る方策」における記述	3. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策	4. 「建設リサイクル推進計画2008」に登録した施策の実施状況	5. 施策の実施結果 ①: 計画通り実施された施策 ②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策 ③: 実施されなかった施策
52	国は、中期的な建設発生土の需給動向を地域レベルで把握し、それを適時設計に織り込んで需給バランスの改善を図るための仕組みについて検討すべき。	建設発生土の需給動向の把握、需給バランスの改善方策の検討	一部地域(近畿)における大規模事業について、3ヶ年の建設発生土の搬出・搬入量や、土質情報等を収集整理し、事前に事業間利用について調整を行う仕組みの試行運用を実施した。 今後は試行結果を踏まえ、本取り組みを拡大していく必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
53	国は、民間工事を含めた建設発生土の工事間利用にあたって課題を整理し、そのルールについて検討すべき。	民間工事を含めた建設発生土の工事間利用の課題の整理、ルールの策定	公共工事の建設発生土について、民間工事を含めた工事間利用について検討し、一部地域(九州)においては公共事業間で再利用しきれなかった建設発生土について民間への提供を試行した。 なお、試行に当たっては、工事の円滑な実施・コスト削減を図るため、工事箇所の近傍であること、一定の受入量を確保していることを条件とするともに、公平性を確保するため、公募により事業者を募集した。 今後は試行結果を踏まえ、本取り組みを拡大していく必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
54	国は、建設発生土を有効活用した砂利採取跡地等の自然修復を図るための仕組みについて検討すべき。	建設発生土を有効活用した砂利採取跡地等の自然修復を図るための仕組みの検討	公共工事の建設発生土を砂利採取跡地等への自然修復を図るための仕組みについて検討を行ったが、その手法確立には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
55	行政は、埋戻土として建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべき。	建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直し	建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行ったが、制定・改訂が必要な基準類は無かった。	①: 計画通り実施された施策
56	公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか検討すべき。	民間の改良土の活用への検討	民間の土質改良プラントにおける、土砂の受入基準および搬出土砂の品質管理方法などの情報収集を行い、それらの活用のための運用方法を検討した。 しかし、そもそも建設発生土は公共工事間でも十分再利用しきれないことから、運用実施までには至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
57	公共工事の発注者は、民間の土質改良プラントについて、ストックヤード機能として活用できないか検討すべき。	民間の土質改良プラントのストックヤード機能としての活用への検討	民間の土質改良プラントにおける、土砂の受入基準および搬出土砂の品質管理方法などの情報収集を行い、その有効活用方法を検討した。 しかし、その確立には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
58	公共工事の発注者は、数年後に工事発注予定の事業箇所について、ストックヤードとして活用できないか検討すべき。	工事発注予定の事業箇所のストックヤードとしての活用への検討	建設発生土の搬出先と利用先の時期が合わない場合には、既に用地買収済みの工事発注予定地をストックヤードとして活用し、建設発生土の有効利用を促進した。	①: 計画通り実施された施策
59	国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、土壌汚染対策法の適用対象外ではあるが、同法に基づく技術的基準に留意しつつ、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべき。	自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いの検討	自然由来の土壌汚染対策法基準を超過した土砂の取扱いや、汚染リスクの評価手法について規定した、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」を策定した。 詳細:「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」 掲載URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/manual/sizenyurai_manyu_zantei_honbun.pdf	①: 計画通り実施された施策
60	※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	港湾工事で発生する浚渫土砂の有効活用の促進	浚渫土砂を活用した覆砂・干潟の造成および深掘跡の埋め戻しを実施し、浚渫土砂の有効活用を促進した。 また、浚渫土砂に製鋼スラグを加えた造成材を利用した干潟造成等の試験施工、モニタリングを実施した。	①: 計画通り実施された施策
61		公共工事土量調査の実施	各地方副産物対策連絡協議会において、年間1~4回公共工事による建設発生土の搬出・搬入量の調査を行い、建設発生土の公共工事間の有効利用を促進した。 今後は調査対象機関の拡大等による更なる有効活用を促進する必要がある。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
2-(4)適正処理について				
62	公共工事の発注者は、民間工事に率先して電子マニフェストの利用を段階的に原則化していくなど、電子マニフェストの普及に努めるべき。	公共工事における電子マニフェストの段階的な原則化の検討	公共工事において電子マニフェスト使用の原則化を実施するには、新たな費用負担が発生するが、それに見合う効果が十分見出せていないため、原則化するまでに至っていないものの、建設業界全体としては、業務の効率化等の観点から、大手ゼネコンを中心に電子マニフェストの普及が進んでいる。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
63	※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	他省庁と連携した建設業者の指導・監督体制の強化	関係省庁と連携して定期的に合同パトロールを実施し、建設廃棄物の適正処理に関する指導・監督体制の強化を推進した。	①: 計画通り実施された施策
64		不適正処理の監視システムの構築	関係省庁と連携して定期的に合同パトロールを実施するなど、不適正処理の監視システムの構築を推進した。	①: 計画通り実施された施策
2-(5)再使用・再生資材の利用について				
65	国は、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべき。	溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究の実施	環境安全性や耐久性を加味した溶融スラグや他産業再生資材のLCA、LCCなどの評価を行い、適用性評価手法について公表した。 詳細:『溶融スラグ等の舗装への適用性評価に関する研究』(H17~H20年度)土研 掲載URL: http://www.pwri.go.jp/jpn/seika/pdf/report-seika/2008-1-6-2.pdf	①: 計画通り実施された施策
66	国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべき。	再生資材の利用用途に応じた品質基準の策定及びその確認手法の検討	粗骨材に下水汚泥溶融スラグを使用したコンクリートの長期暴露試験による強度・環境・品質等について検討した。しかし、その確立までには至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
67	国は、再生資源の含有率等に基づいた再生資材の分類や、再生資源の有効利用率に関する指標について検討すべき。	再生資材の分類や有効利用率の指標の検討	建設リサイクルに関する技術や取り組みの既往事例、建設リサイクル認定製品等の情報収集を行い、再生資材の有効利用率などの指標のあり方について検討した。 しかし、その確立には至らなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
68	国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進すべき。	建設資材等の再使用の実績や品質基準の検討	建設資材等の再使用について実態把握を行い、再使用が可能な資材の情報収集を実施した。 しかし、仮設材、防護柵、鋼矢板等、従来より再使用されている資材以外に再使用可能なものは見いだせなかった。	②: 計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた施策
69	※直接の記述はないが、推進計画2002、発生土行動計画から継続する取り組み。	グリーン購入法の運用の徹底及び調達品目の追加、数値目標の設定	毎年度、国土交通省における環境物品などの調達推進を図るための方針および調達目標を策定するとともに、調達品目の追加検討を行う等、グリーン購入法の運用徹底を推進した。 詳細:「環境物品等の調達の推進を図るための方針」国土交通省 掲載URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/000426.pdf	①: 計画通り実施された施策